

広報啓発検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 上下水道局における広報啓発活動の円滑な実施を図るとともに、上下水道事業に対する市民の理解を深めることを目的として、広報啓発検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 広報の計画、検討及び検証に関すること。
- (2) 広聴の計画、検討及び検証に関すること。
- (3) 啓発の計画、検討及び検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、経営部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、技術部長の職にある者及び労働組合執行部員をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、経営企画課長、浄水課長、下水道施設課長、猪名川流域下水道事務所長及び労働組合執行部員をもって充てる。
- 5 事務局は、経営企画課において行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、広報啓発活動に係る具体的な作業を検討及び推進させるため、広報啓発検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会の構成は、次の各号に規定する。
 - (1) 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

- (2) 部会長は、経営企画課長の職にある者をもって充てる。
 - (3) 副部会長は、部会員の中から部会長が指名した者とする。
 - (4) 部会長は作業部会の職務を総理し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。
 - (5) 部会員は、各課、猪名川流域下水道事務所及び労働組合執行部から選任された者とする。
 - (6) 事務局は、経営企画課において行う。
- 3 作業部会は、次の各号に掲げる事項に関する企画、運営及び実施調整を行う。
- (1) 「出前講座」に関すること。
 - (2) 「出前教室」に関すること。
 - (3) 「職場体験学習」に関すること。
 - (4) 「水道週間」及び「下水道の日」の行事に関すること。
 - (5) 広報誌に関すること。
 - (6) お客さまからの意見、要望及び問合せに関すること。
 - (7) 局報に関すること。
 - (8) 局ホームページに関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、広報啓発活動に関すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年 6月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 2月20日から実施し、平成28年 2月 1日から適用する。